

## 令和元年第12回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年12月25日(水)午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

### 2. 会議構成人員(38名)

#### 出席農業委員(18名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員	17番	砂塚功	委員
18番	北野唯道	委員	19番	矢野正則	委員

#### 欠席農業委員(1名)

7番 樋口幹夫 委員

#### 出席農地利用最適化推進委員(17名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
鈴木滋夫	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員
梨本清太	委員		

#### 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

齋藤 一 廣 委員

大 戸 文 治 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	齋藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。年末のお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第12回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日、ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が3件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が21件、合わせて29件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

師走の忙しい時期に総会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

先般の台風被害ということで、まだまだ復旧に道半ばであります。今後を見守っていただきたいと思っております。

本日は29件を審議いただきます。よろしく願いします。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、17番、砂塚功委員、18番、北野唯道委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので、報告いたします。

7番、樋口幹夫委員、大戸文治推進委員、斎藤一廣推進委員の3名であります。

---

◎議案第1号

会 長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和元年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦主事） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議をいたします。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古関地区担当の穂積です。

今回の申請について、17日、深谷委員と現地調査を行いました。譲渡人の娘さん、譲受人のお父さんが立ち会ってくれました。申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の深谷さんの規模拡大による周辺農地への影響については、特に問題ありません。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

和知委員 表郷社地区担当の和知です。

この件につきまして、12月15日、根本一郎委員と譲渡人、譲受人と現場立ち会いしまして、申請内容について間違いのないことので、特に問題はないと思われま。皆様のご審議よろ

しくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久です。

去る12月14日、北野委員と譲渡人、譲受人に立ち会っていただきまして、現地を確認してまいりました。何ら問題はないかと思われまますので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条5項の規定により審議するものとする。令和元年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

#### 【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いい

たします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当の梨本です。

この件に関しまして、12月21日に富永委員と一緒に現地調査を行い、その際に申請者の話を伺って確認いたしました。その結果、周辺農地への影響等、特に問題ありませんでした。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、11ページごらんください。

#### 【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の十文字でございます。

今回の申請について、去る5月と9月に隣接地について2度申請があつて現地調査したところですが、今回は、小泉委員とお話ししまして、譲受人が他県ということで、行政書士に確認いたしました。申請内容について問題ないとのことでした。今回の転用による周辺の農地への影響は全く問題ありません。皆様の審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、16ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地化進行区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

緑川委員 関辺・旗宿地区担当の緑川です。

今回の件に関しまして、12月19日、関辺地区の熊崎委員とともに、譲渡人、譲受人に連絡をとりましたところ、譲渡人が行政書士と譲受人にまかせてありますということで、当日、譲渡人の奥さんにおいでいただきまして、この件に関して調査しました。申請内容は何ら問題なく、また周辺農地に影響がないことを確認しましたので、皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、21ページごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設至近距離区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る12月21日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲渡人に来てもらい、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響について、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、26ページごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地でございます。

農用地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 16番の秋元でございます。

この件につきまして、去る12月21日、大戸推進委員とともに現地調査をしてきました。当日は設定人、被設定人が立ち会ってございまして、内容等の確認をいたしました。申請書どおりということの内容確認ができましたので、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいいたしま



す。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

31ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和元年12月25日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、2番、熊崎新壽委員の退席を命じます。

(熊崎新壽委員 退席)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第21号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第21号について、原案のとおり承認いたします。

熊崎新壽委員の入場を認めます。

(熊崎新壽委員 入場)

---

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声が出ました。

では、事務局よりお願いします。

事務局長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まずは、本日の総会受付時に、視察研修積立金の納入にご協力をいただきまして、ありがとうございました。お預かりしました積立金は、来年度に予定する1泊2日の先進地等視察研修に係る経費の一部として積み立てさせていただきます。研修は、委員任期3カ年中の2年目に実施しており、今回は1年目の積み立て分としてお預かりするものでございます。

なお、今回、納入されていない委員さんにつきましては、お早目に事務局までお届け願います。

次も同じく、総会受付時に委員活動記録簿をご提出いただきましたが、お忙しい中、ご記入、ご提出をいただき、改めて御礼申し上げます。今回の記録簿は10月から12月までの3カ月分が対象となりますので、稲わらの調査、台風被害の調査等、漏れなくご記入いただいていることとは存じますが、未記入である場合には、総会終了後に事務局へご連絡願います。

なお、未提出の委員さんにつきましては、県農業会議への報告期限が1月10日までとされておりますので、至急、事務局へお届け願います。

次は、先月総会でご決定いただきました令和2年の標準農作業労賃・料金表をお配りしておりますので、ご確認願います。あわせて、賃借料情報もお配りしておりますので、ご活用願います。

次は、お配りしております封書になりますが、出版会社からの参考図書のご案内資料になります。中に申し込みはがきが同封されておりますので、各自、ご対応いただきたいと思います。存じます。

次も、同じくお手元にお配りしました令和2年の農業委員会新年会の開催案内になります。来月総会終了後に会場を鹿島ガーデンヴィラで、時間は午後6時から、会費5,000円となります。出欠のご報告を1月20日月曜日までに事務局へ期限厳守でお願いいたします。来賓には、市長、議長を予定しております。多くの委員さんにご参加いただけますようご案内申し上げます。

最後になります。

次回総会は、1月31日金曜日午後3時より、こちらのサンフレッシュ白河での開催となります。1月総会は、通常の議案に加え、農業振興地域整備計画の変更に係る議案の提出が予

定されておりますが、総会終了後に新年会開催のため、開催時間を午後3時に繰り下げております。お間違えのないようお願いいたします。

連絡事項は以上になりますが、今回の総会が今年最後の総会となります。委員の皆様方には、今年1年大変お世話になりました。事務局一同御礼申し上げます。ありがとうございました。来年もよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、令和元年第12回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時38分)